平成２１年（フ）第８０２号
川崎市高津区久末1557番地　市営住宅216号
債務者　藤原　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
三重県伊勢市西豊浜町5439番地　西豊浜団地28号
債務者　片山　忠昭
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
三重県伊勢市西豊浜町5439番地　西豊浜団地28号
債務者　片山佐惠子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
滋賀県長浜市加納町919番地20
債務者　金沢理恵子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
青森県八戸市城下４丁目17番37号　細越アパート１号
債務者　獅子内広子（旧姓山道）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第５９５号
埼玉県草加市吉町５丁目11番17―103号
債務者　菅野　祐一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
長崎県長崎市横尾５丁目２番13―401号
債務者　中村　良平
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５８号
長崎県長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ16棟104号
債務者　渡邊　勝博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
長崎県長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ16棟104号
債務者　渡邊　テル
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
長崎県長崎市上小島４丁目７番49号
債務者　山口　昭子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
群馬県高崎市下豊岡町871番地７　ユーハイツ101号
債務者　石川江梨香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４８５号
群馬県甘楽郡南牧村大字大塩沢乙91番地
債務者　柴山　昌明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３６号
千葉県旭市椎名内2808番地
債務者　新倉　良子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３８号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚66番地５
債務者　田中　泰英
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３９号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚66番地５
債務者　田中　壽子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４３号
千葉県山武市殿台273番地
債務者　今関　徳子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４４号
千葉県山武市殿台612番地７
債務者　今関　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６５号
千葉県銚子市長塚町５丁目1735番地　長島アパート東２号
債務者　上山　忠夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係